

鳥取県建設工事等電子入札執行要領

(目的)

第1条 この要領は、建設工事又は測量等業務の契約に係る一般競争入札(制限付一般競争入札を含む。以下同じ。)、指名競争入札又は随意契約(公募型プロポーザルを含む。以下同じ。)のための見積合わせ(以下これらを「入札」という。)を電子入札により行う場合について、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。)、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)で規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、入札規則で使用する用語の例による。

(入札の執行)

第3条 入札は、鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の規定により入札を執行する権限を有する者又は当該者が指定する職員が執行するものとする。

2 前項の規定により入札を執行する職員(以下「入札執行者」という。)は、入札の執行に当たり、その事務を補助する職員(以下「入札補助者」という。)を2名以上指定しなければならない。

(入札の立会い)

第4条 入札執行者は、必要があると認めるときは、入札に利害関係を有しない者に当該入札の立会いを求めることができる。

(利用者登録)

第5条 電子入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)、その入札執行者及び入札補助者は、利用者としてあらかじめ電子入札ファイルに登録しなければならない。

2 前項の規定に基づく登録(以下「利用者登録」という。)は、その者に関する所属等の情報及びその者の使用する電子証明書(以下「ICカード」という。)に関する情報について行うものとする。

3 利用者登録をした者は、電子入札ファイルに登録した事項に変更を生じたときは、直ちに当該事項について変更の登録をしなければならない。

(ICカード)

第6条 入札執行者及び入札補助者のICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)の規定に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者(以下「認定認証事業者」という。)が発行するものとする。

2 入札参加者のICカードは、次の条件を具備するものでなければならない。

(1) 認定認証事業者が発行したものであること。

(2) 入札参加者の代表者又は受任者(鳥取県建設工事入札参加資格者名簿又は鳥取県測量等業務入札参加資格者名簿に登載されている者に限る。以下これらを「代表者等」という。)が使用するものとして利用者登録されているものであること。

3 入札参加者がICカードを不正に使用した場合は、当該入札参加者の行った入札を無効とする。

(案件登録)

第7条 電子入札を行う建設工事又は測量等業務(以下これらを「入札案件」という。)については、

調達公告又は入札参加者の指名の通知(以下「指名通知」という。)の日に、その概要その他当該入札に参加するために必要な事項を電子入札ファイルに登録するものとする。

- 2 発注機関は、調達公告(制限付一般競争入札に係るものに限る。)の内容に誤りがあったこと等により、前項の規定に基づく登録(以下「案件登録」という。)の内容を修正する必要があるときは、資格審査委員会の同意を得て、当該修正に係る案件登録を削除し、改めて修正後の内容の案件登録を行うものとする。ただし、入札の日時を修正する場合は、資格審査委員会の同意を得ることなく修正後の内容の変更登録を行うことができる。
- 3 入札執行者は、調達公告(制限付一般競争入札以外の入札に係るものに限る。)又は指名通知等の内容を修正する必要があるときは、前項の規定に加え当該入札に係る指名業者(指名業者の選定前においては、当該入札について次条第1項の規定による登録をした者とし、随意契約に係る場合にあっては、見積り依頼を受けている者とする。)に対し、当該修正の内容を電話など確実な方法で連絡するものとする。

(入札参加申込)

第8条 入札参加者(共同企業体の場合は、代表構成員とする。)が電子入札により入札に参加しようとするときは、電子入札ファイルに当該入札に参加するために必要な事項を登録するものとする。

- 2 前項の規定による登録(以下「入札参加登録」という。)を受けたときは、当該入札参加登録に係る情報を保管・確認の上、補正等の必要がないと認めるときは受付票を発行するものとする。ただし、制限付一般競争入札を行う場合にあっては、この限りでない。
- 3 入札のうち、一般競争入札(制限付一般競争入札を除く。)、限定公募型指名競争入札又は公募型プロポーザルにより契約の相手方を決定しようとする場合において、当該入札に係る入札参加登録を行った者が1者(共同企業体の場合には、当該共同企業体を1者とする。)しかないときは、当該入札を中止する。ただし、予定価格の事前公表を行わない場合は、この限りでない。

(提出書類の提出)

第9条 前条及び次条に定めるもののほか、応募書類、工事費内訳書その他入札参加者が当該入札のために提出すべき書類(以下「入札参加書類」という。)の提出を電子入札において行う場合は、当該入札参加書類(入札参加書類に添付すべき書類を含む。)に記載すべき事項を電子入札ファイルに登録することにより行うものとする。ただし、次に掲げる入札参加書類については、入札参加者が持参し、提出しなければならない。この場合において、制限付一般競争入札の入札を行うときは、第14条第1項に規定する審査を行う対象となった入札参加者のみ入札執行者の求めに応じて提出するものとする。

- (1) データ容量が1メガバイトを超えるもの
- (2) コンピュータ・ウイルスに感染したおそれのあるもの
- (3) その他入札執行者が持参する必要があると認めるもの

2 前項ただし書の規定により入札参加書類を持参する場合にあっては、入札参加者は、電子入札ファイルに次に掲げる事項を登録するものとする。この場合、制限付一般競争入札以外の入札においては、応募書類は全て持参することとし、電子入札ファイルに記録する方法との併用は認めない。

- (1) 入札参加書類を持参する旨
- (2) 持参する入札参加書類の目録

3 第1項ただし書の規定により建設工事に係る工事費内訳書を持参する場合は、封筒に「工事費内訳書在中」と朱書きし、当該工事費内訳書を封入して提出するものとする。

4 前条第2項の規定は、提出書類の提出を受けた場合に準用する。

(入札)

第10条 電子入札において、入札書又は見積書(以下これらを「入札書等」という。)の提出は、入札参加者が入札書等に記載すべき事項を電子入札ファイルに登録し、及び送信することにより行うものとする。この場合において、当該登録を行った入札参加者は、その証拠として受信確認通知(入札参加者が電子入札ファイルに登録し、及び送信したことを証するために電子入札システムから発注機関の確認を経ないで自動的に送信される通知をいう。以下同じ。)を保管しなければならない。

2 前項の規定による登録及び送信(以下「入札書等登録」という。)で次の各号のいずれかに該当する入札参加者が行ったものは、無効とする。

- (1) 入札価格その他電子入札に関し必要な事項並びに入札参加者の電子署名及びICカードに関する情報(以下「電子入札事項」という。)をあらかじめ定められた期限内に電子入札ファイルに登録していない者
- (2) 入札参加者の代表者等が使用するものとして利用者登録されているICカードに関する情報を電子入札ファイルに登録していない者
- (3) 建設工事の入札(随意契約のための見積合わせを除く。)にあつて、第1回目の入札価格に対応した適正な工事費内訳書をあらかじめ定められた期限内に提出していない者
- (4) 入札書の開札の日又は随意契約の見積合わせの日現在において鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項の規定による指名停止等の措置を受けている者

3 入札参加者は、入札書等登録を行おうとするときは次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 電子入札事項については、入札案件ごとに電子入札ファイルに必要な事項を送信し、及び登録すること。
- (2) 電子入札事項の送信は、時間的な余裕をもって作業を行うとともに、送信後は、必ず受信確認通知書を印刷し、かつ保管すること。

4 有効な入札書等登録を行った者が1者(共同企業体の場合には、当該共同企業体を1者とする。)しかないときは、当該入札を中止する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 予定価格の事前公表を行わない入札において、資格審査委員会が当該入札を適正に執行する上で支障がないと認めるとき。
- (2) 入札の方式を制限付一般競争入札とするとき。

(入札の辞退等)

第11条 入札参加者は、入札書等登録を行うまでの間は、電子入札ファイルに次に掲げる辞退届に記載すべき事項を登録し、及び送信することにより、いつでも入札を辞退することができる。

- (1) 当該入札に係る建設工事等の名称
- (2) 入札参加者の住所、商号又は名称及び代表者氏名
- (3) 当該入札を辞退する旨
- (4) 辞退届を提出する日付

2 あらかじめ定められた期限内に入札書等登録を行わない入札参加者については、当該期限が満了した時点で入札を辞退したものとみなす。

3 入札参加者は、入札を辞退したことを理由として、以後の入札で不利益な取扱いを受けることはない。

(紙入札への変更)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合で資格審査委員会が承認したときは、案件登録をした入札案件について、入札の方法を電子入札から紙入札(書面に記載された入札書等を提出して行う入札をいう。以下同じ。)に変更することができる。

(1) やむを得ない事由により、ほとんどの入札参加者が入札参加登録又は入札書等登録を行うことができなくなったとき。

(2) その他やむを得ない事由により、紙入札による必要があるとき。(鳥取県建設工事等電子入札運用基準(平成17年5月16日付第200500016307号県土整備部長通知)に定めるものに限る。)

2 案件登録をした入札案件について、次の各号のいずれかに該当する入札参加者については、紙入札によることができる。

(1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に該当する入札案件について、紙入札を希望する者

(2) 鳥取県建設工事等電子入札運用基準に定めるところにより、あらかじめ紙入札によることを認められた者

(3) その他やむを得ない事由により、電子入札によることができない者(鳥取県建設工事等電子入札運用基準に定めるものに限る。)

3 前項第2号又は第3号の規定に基づき紙入札によることを希望する入札参加者は、応募書類又は入札書等の提出期限の日の前日までに県土総務課に紙入札参加承認願(様式第1号)を提出するものとする。

4 前項の紙入札参加承認願の提出を受けた県土総務課は、その内容を審査し、理由があると認めるときは紙入札の承認を行うものとする。この場合において、県土総務課は、当該入札参加者に対し、次に掲げる事項(紙入札の承認までに既に入札参加登録又は入札参加書類の電子入札ファイルへの登録を行っている場合にあつては、第1号に掲げる事項を除く。)を通知するものとする。

(1) 応募書類の提出が必要な場合にあつては、これを指定する日時までに指定する場所へ持参すること。

(2) 第4項の規定に基づき紙入札を行うことが承認されたことを証するものを指定する場所へ持参すること。

(3) 当該入札案件の契約の名義人となる者が記名押印し、3桁のくじ番号を記入した入札書又は工事費内訳書(建設工事に限る。)を、それぞれ別の封筒(工事費内訳書は、封筒に「工事費内訳書在中」と朱書きしたものとする。)に封入して指定する日時までに指定する場所へ持参すること。

(4) 前号の書類が適正に提出されたときは受付票を発行し、当該受付票を発行した時をもって当該書類に記載された事項が電子入札ファイルに登録されたものとみなすこと。

(5) 次条第5項の規定により入札執行者が第2回目以降の入札書の提出を求めた場合において、当該入札参加者の代表者等又はその代理人(以下「紙入札人」という。)が開札に立ち会っていないときは、当該入札参加者は当該入札書の提出を辞退したものとみなすこと。

(6) 次条第5項の規定により提出する第2回目以降の入札書には、開札に立ち会っている紙入札人が記名押印すること。

(7) 当該入札参加者に代わって入札補助者が、入札書に記載された入札価格を電子入札ファイルに記録すること。

5 発注機関は、前項の承認を受けた入札参加者が持参した入札書及び工事費内訳書は厳重に保管するものとし、それらが封入された封筒は開札時まで開封してはならない。

(開札)

第13条 電子入札の開札は、原則として入札書等登録の期間の末日の翌日(その日が鳥取県の休

日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)の場合は、その直後の休日でない日)に行う。

- 2 前項の場合において、前条第4項の承認を受けた入札参加者があるときは、開札場所に参集している紙入札人又は第3条の規定により入札に立ち会う者(以下「入札立会者」という。)を立ち会わせ、あらかじめ定められた開札時刻に前条第5項の規定により保管していた封筒を開封し、これに封入されていた入札書に記載されている入札価格を電子入札ファイルに登録するものとする。この場合において、封筒の開封又は入札価格の電子入札ファイルへの登録に時間を要する場合には、電子入札ファイルにその進捗状況を登録することにより、入札参加者に情報を提供するものとする。
- 3 入札執行者は、前項に定める手続を終えた後、電子入札ファイルに登録し、及び送信されている各入札参加者の入札価格を一斉に開札するものとする。
- 4 入札執行者は、前項の規定により開札した入札価格がすべて予定価格を上回っているときは、入札参加者(第16条の規定により失格した者(以下「失格者」という。)を除く。)に再度入札を行う旨の通知を電子入札ファイルにより送信し、改めて入札書の提出を求めるものとし、それでも落札者が決定しないときは落札者が決定するまでの間これに準じて更なる入札書の提出を求めることができる。ただし、第3回目の開札でなお入札価格がいずれも予定価格を上回ったときは、当該入札を打ち切るものとする。
- 5 前項本文の規定による場合は、原則として第1回目の開札日のうちに第2回目の入札書を提出させ、その翌日を第2回目の開札日とし、以後その例によることとする。
- 6 第17条第2項の規定は、第4項ただし書の規定により入札を打ち切った場合に準用する。この場合において、第17条第3項中「落札決定通知書」とあるのは、「入札打切通知書」と読み替えるものとする。

(入札参加資格の事後審査)

- 第14条 発注機関は、前条第3項の規定に基づく開札(制限付一般競争入札に係るものに限る。次項において「制限付一般競争入札の開札」という。)の結果、落札予定者(最低制限価格を設定している建設工事について予定価格の範囲内であつ最低制限価格を上回る価格を提示した者のうち最低の価格を提示したものの又はその他の入札案件について予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者をいう。以下同じ。)となった者について、当該入札案件に係る調達公告等で示した入札参加者の条件(以下「資格条件」という。)を具備しているか否か等の審査を行うものとする。この場合において、当該資格条件の審査に疑義があるときは、その内容について資格審査委員会の意見を聴くことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、総合評価競争入札を適用する入札案件については、鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領に定めるところにより落札決定を行うものとする。
 - 3 第1項前段の審査(第17条第5項の規定に基づき落札の決定を保留したものを除く。)は、制限付一般競争入札の開札の日から起算して4日(休日を除く。)以内に行うものとする。

(工事費内訳書の確認)

- 第15条 発注機関は、第13条の規定に基づく開札(随意契約のための見積合わせ又は測量等業務に係る入札案件を除く。)の結果、落札予定者となった者が提出した工事費内訳書について、設計金額の積算内容が妥当なものであるか否かの審査を行うものとする。

(入札参加者の失格)

- 第16条 次の各号のいずれかに該当する入札参加者(案件登録をした入札案件について第12条第4項前段の規定により紙入札の承認を受けた者を含む。)は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した建設工事の入札において、当該最低制限価格を下回る入札価格による入札書等登録をし、又は入札書等を提出した者
- (2) 低入札価格調査の結果、契約を締結すべきでないと判断された者
- (3) 第13条第5項の規定による第2回目以降の入札書等登録又は入札書等の提出において、前回の入札書等登録に登録され、又は入札書等に記載された入札価格のうち最低のものを上回る入札価格の入札書等を提出した者
- (4) 予定価格を事前公表している場合において、当該予定価格を上回る入札価格による入札書等登録をし、又は入札書等を提出した者
- (5) 工事費内訳書の内容に別に定める重大かつ明白な不備がある者
- (6) 明らかに重大な錯誤に基づいて行われたと認められる入札書等登録をし、及び送信した者(開札までにその旨を文書により申し出ている場合に限る。)
- (7) 第14条第1項前段の審査により資格条件を具備しないことが確認された者
- (8) その他当該入札案件に係る調達公告又は指名通知で定める入札参加者の失格の要件に該当する者

(落札決定)

- 第17条 入札執行者は、前条各号に該当しない者で、予定価格の範囲内でかつ最低の価格を提示した者(以下この項において「最低価格者」という。)を落札者として決定するものとする。この場合において、最低価格者が2以上あるときは、当該最低価格者の間で電子入札のシステムを使ったくじ引きを行い、その当選者を落札者に決定する。
- 2 入札執行者は、前項の規定に基づく落札者の決定(以下「落札決定」という。)をしたときは、電子入札ファイルに当該落札決定に至る経緯を登録し、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。次項において同じ。)を行うものとする。
 - 3 入札補助者は、入札執行者が電子署名を行った後、電子入札ファイルに落札決定通知書に記載すべき事項を登録し、入札参加者に送信するものとする。
 - 4 第2項の経緯の登録は、その内容を印刷した書面を当該入札に係る契約書等とともに発注機関で保管するものとする。
 - 5 発注機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、落札決定を保留するものとする。この場合において第3項を準用し、同項中「落札決定通知書」とあるのは「落札保留通知書」と読み替えるものとする。
 - (1) 第14条第1項に規定する審査を行うとき
 - (2) 調査基準価格を設けた入札案件において、低入札価格調査を実施する必要があるとき。
 - (3) 談合のおそれのある入札案件について、談合の事実調査を行う必要があるとき。
 - (4) その他入札執行者が直ちに落札決定を行うのは適当でないと認めたとき。
 - 6 前各項の規定にかかわらず、総合評価競争入札を適用する入札案件については、鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領に定めるところにより落札決定を行うものとする。

附 則

この要領は、平成17年5月16日以降に調達公告(調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知)を行う建設工事及び測量等業務の入札から適用する。

附 則

この改正は、平成17年10月27日以降に開札を行う建設工事及び測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成18年3月8日以降に開札を行う建設工事及び測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成19年8月1日以降に調達公告(調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知)を行う建設工事及び測量等業務の入札から適用する。

附 則

この改正は、平成19年8月22日以降に行う建設工事及び測量等業務の入札から適用する。

附 則

この改正は、平成19年10月12日以降に行う建設工事及び測量等業務の入札から適用する。

様式第1号

紙入札参加承認願

提出日 平成 年 月 日

鳥取県県土整備部県土総務課長 様

許可番号 国土交通大臣・ 知事 許可(ー)第 号
住 所
商号又は名称
代 表 者 印
担当者氏名:
連絡先(住所):
連絡先(電話番号):
連絡先(e-mailアドレス):

- 1 理由
- 2 認証局
- 3 ICカード有効期限 年 月 日まで
- 4 変更手続き申請書提出日
- 5 再取得予定日 年 月 日

電子入札システムにより入札に参加することとされていますが、使用しているICカードが上記理由により変更手続き中であるため再取得予定日まで電子入札に参加することができません。よって、電子入札の案件について紙入札での参加を承認してください。

(注) ICカード認証局への変更手続き申請書の写しを添付すること。

(承認回答欄)

紙入札について承諾します。

紙入札承認期間 年 月 日から 年 月 日まで

様

県土総務課長

印

鳥取県県土整備部電子入札運用基準

鳥取県県土整備部建設工事等電子入札執行要領（以下「要領」という。）の運用に関しては、この基準に定めるところによる。

1 ICカードの資格等（要領第4条及び第5条関係）

- (1) 一般競争入札、公募型指名競争入札、限定公募型指名競争入札又はプロポーザルを電子入札により行う場合にあつては、電子入札システムに登録された有資格者のみ、当該入札に参加できるものとする。
- (2) 通常型指名競争入札方式又は随意契約を電子入札により行う場合にあつては、要領第4条に規定する利用者登録を行っている有資格者の中から、指名業者等を選定するものとする。
- (3) 利用者登録を行ったICカードにより発注機関に対し送信された情報は、当該ICカードに登録された有資格者により送信されたものとみなす。

2 入札参加者のICカードの取扱い（要領第5条関係）

電子入札に使用できるICカードは、有資格者又は入札、契約権限等について有資格者から年間委任を受けた者名義のものに限ることとし、原則として個別委任は認めない。

3 ICカードの不正使用等（要領第5条関係）

- (1) 要領第5条第3項の不正に使用した場合は、次のいずれかに該当する場合とする。
 - ア 他人のICカードを不正に取得し、他の人になりすまして入札に参加した場合
 - イ その他発注機関が不正使用であると認めた場合
- (2) 発注機関は、次のいずれかに該当する場合（(1)の場合を除く。）において、電子入札前にあつては、当該入札に係る指名を取消すことができ、未だ電子入札に係る契約を締結していないときは、当該契約を締結せず、既に当該契約を締結しているときは、当該工事の進捗状況等を考慮しつつ、当該契約を解除することができるものとする。
 - ア 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した場合
 - イ その他発注機関が必要と認めた場合

4 ICカードの変更（要領第5条関係）

- (1) 要領第5条第4項のやむを得ない事由は、次のいずれかに該当することとする。
 - ア 電子入札システムに登録しているICカードが破損等で使用できないこと。
 - イ その他発注機関がやむを得ないと認める事由
- (2) 県土整備部長は、(1)に該当すると認めた場合にのみ、要領第5条第4項の承認を行うものとする。

5 入札参加者側の事由による入札期間、開札日等の変更

- (1) 参加希望者から電子入札ができない旨の申告があつた場合は、発注機関は、その事由と復旧の可否について調査を行い、その結果、次のいずれかの事由（ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、当該参加希望者に責任があると認められる場合を除く。）により、原則として複数の

参加希望者が電子入札に参加できない状態にあり、かつ、すぐに復旧することも困難と認められるときは、入札期間、開札日等を変更し、又は入札方法を紙入札に変更することができる。

ア 天災

イ 地域的停電

ウ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

エ その他発注機関がやむを得ないと認める事由

(2) 発注機関は、(1)による変更の内容を参加希望者に対し送信（送信できない場合は、電話等で連絡）するものとする。

6 発注機関側の事由による入札期間、開札日等の変更

(1) 電子入札システムの障害等により予定期間内に入札執行を完了することが困難な場合、当該入札の発注機関は、財団法人鳥取県情報センターと復旧の可否について調査を行い、入札期間、開札日等を変更し、又は入札方法を紙入札に変更するものとする。

(2) 5の(2)の規定は、(1)による変更の内容について準用する。

7 提出書類のファイル形式等

(1) 提出書類の作成に使用するアプリケーションソフト及び作成した提出書類を保存するファイルの形式は、次のいずれかとし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に使用してはならないものとする。

番号	アプリケーションソフト	ファイル形式
1	一太郎	Ver10形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word97形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel97形式以下のもの
4	その他	PDFファイル

(2) 提出書類についてファイルを圧縮して送信する場合には、LZH形式又はZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

(3) 提出書類に係るファイルにウイルス感染のあることが判明した場合には、次のとおり対応するものとする。

ア 直ちにファイルの閲覧を中止し、当該ファイルを送信した者と再提出の方法を協議する。

イ 完全にウイルスを駆除することができる場合でなければ、電子入札システムにより再提出することを認めない。

8 紙入札への移行（要領第11条関係）

(1) 発注機関は、要領第11条第1項又は第2項の規定により紙入札によることとした場合は、その入札参加者を速やかに紙入札業者として登録するものとし、当該入札参加者に対し、以後は電子入札に係る作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の提出及び受付は有効なものとして取扱い、原則として改めてそれらの手続きを行う必要はない。

(2) 要領第11条第2項の規定により紙入札によることとした場合は、紙入札による入札期間の末日を電子入札による入札期間の末日と同一の日とするものとする。

鳥取県県土整備部建設工事等電子入札執行要領の施行について

鳥取県県土整備部建設工事等電子入札執行要領第15条第1項において「別に定める」とされる事項については、以下に定めるところによる。

1 電子入札システムによるくじ引きの手順

(1) くじ引きの対象となる入札参加者に対し、入札書の提出日時の早い順に0からの番号を付ける。

例) 対象となる者が2者の場合：付ける番号は0、1

対象となる者が3者の場合：付ける番号は0、1、2

(2) 入札書（失格者が提出したものを除く。）に記載された3桁の「くじ番号」を合計する。

(3) (2)により合計した数値をくじ引きの対象となる入札参加者の数で割り、余りを求める。割り切れた場合は0とする。

(4) (1)により付けた番号と(3)により算出した余りが一致した者を落札者とする。

2 例

入札参加者	くじ番号	くじ引きの対象となる入札参加者に付す番号		
		パターン1	パターン2	パターン3
A	0 1 2	0		
B	1 2 3	1	0	
C	1 0 2	2	1	0
D	3 2 4	3	2	1
E	3 5 4	4	3	
合計	9 1 5	(A, B, C, D, Eの5者がくじ引きの対象となった場合)	(B, C, D, Eの4者がくじ引きの対象となった場合)	(C, Dの2者がくじ引きの対象となった場合)

<失格者がいない場合>

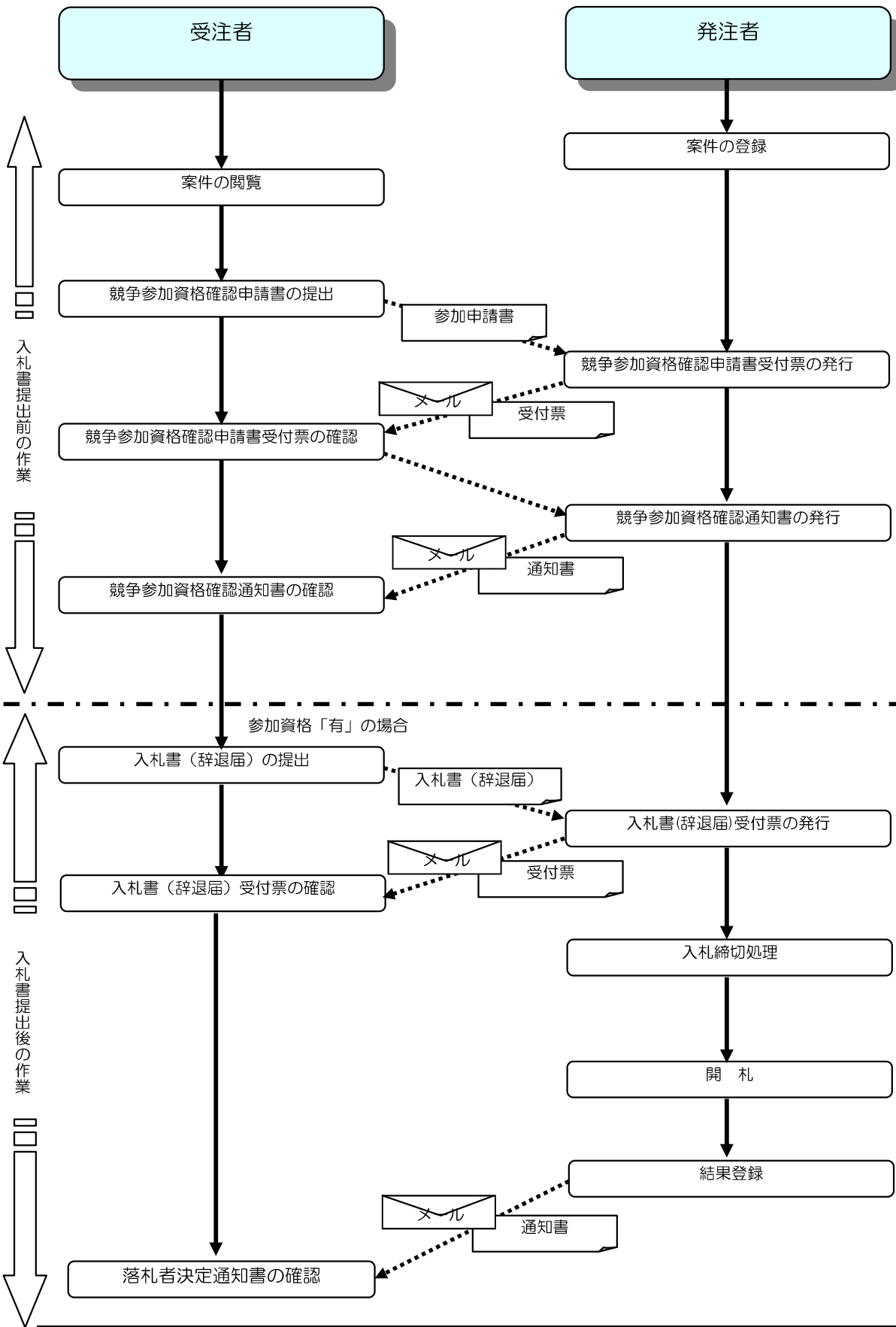
パターン1 : $(012+123+102+324+354) \div 5 = 183$ 余り 0 → Aが落札
($183 \times 5 = 915$)

パターン2 : $(012+123+102+324+354) \div 4 = 228$ 余り 3 → Eが落札
($228 \times 4 + 3 = 915$)

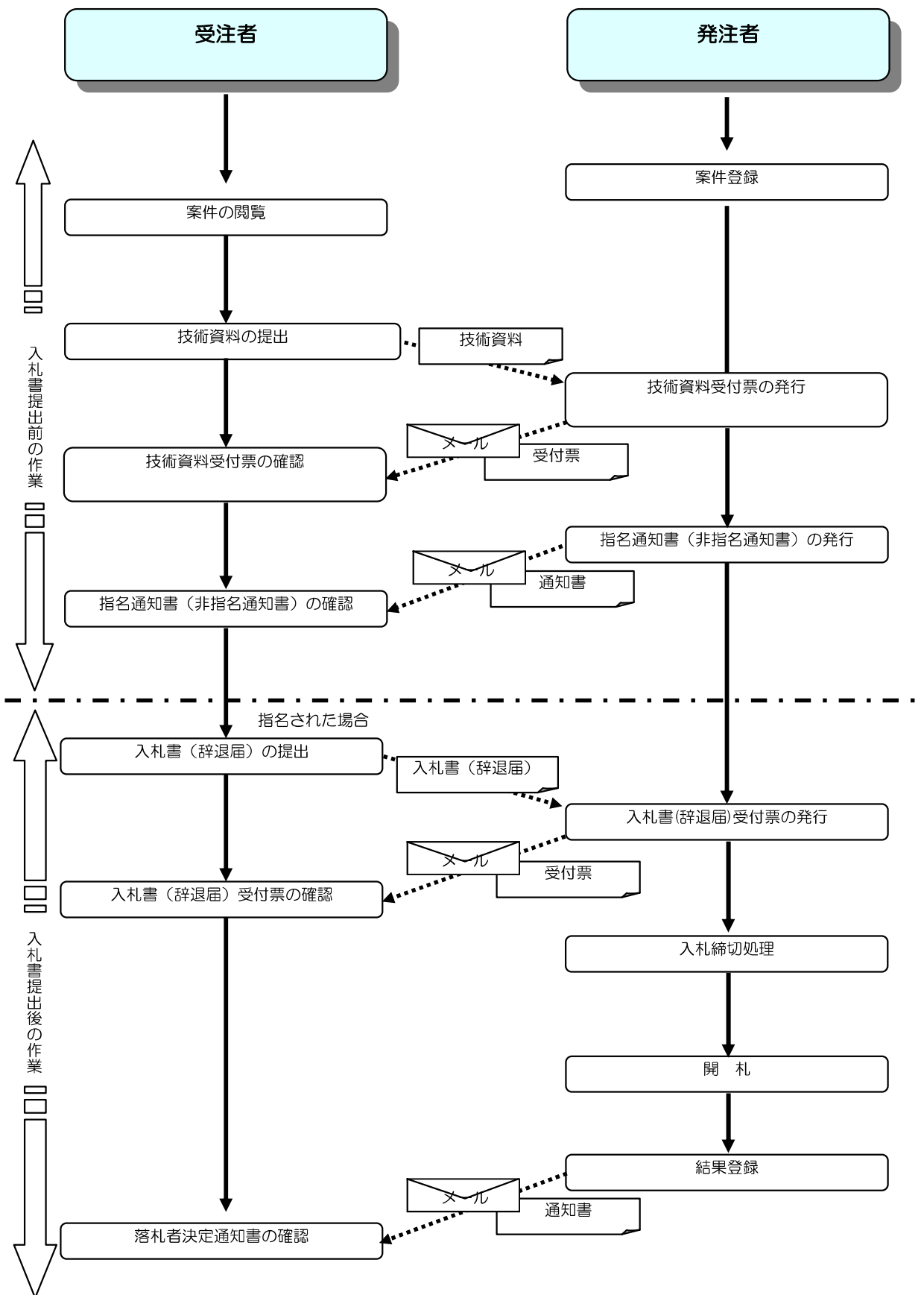
パターン3 : $(012+123+102+324+354) \div 2 = 457$ 余り 1 → Dに落札
($457 \times 2 + 1 = 915$)

各入札契約方式別の電子入札での業務の流れ

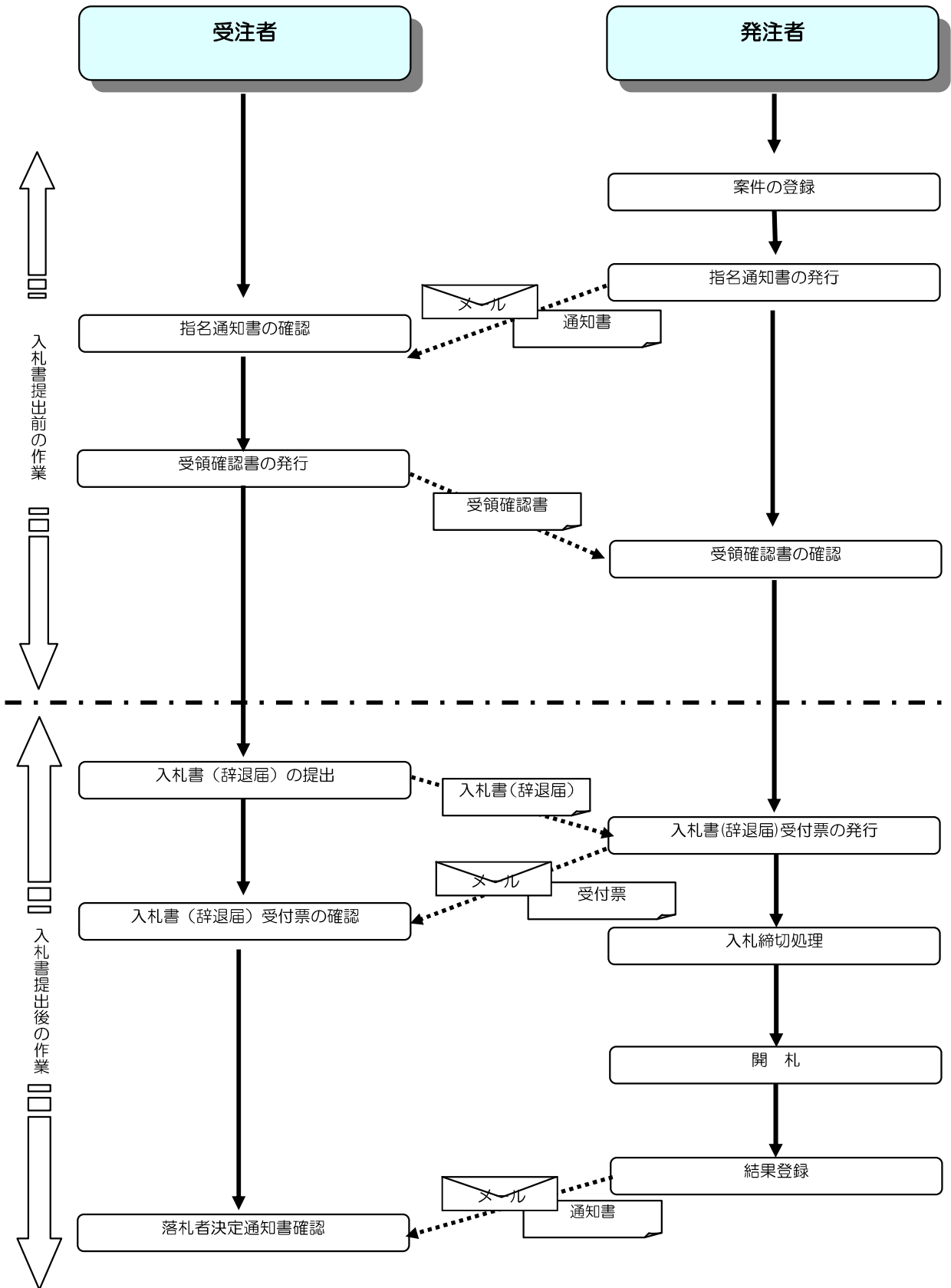
1 一般競争入札



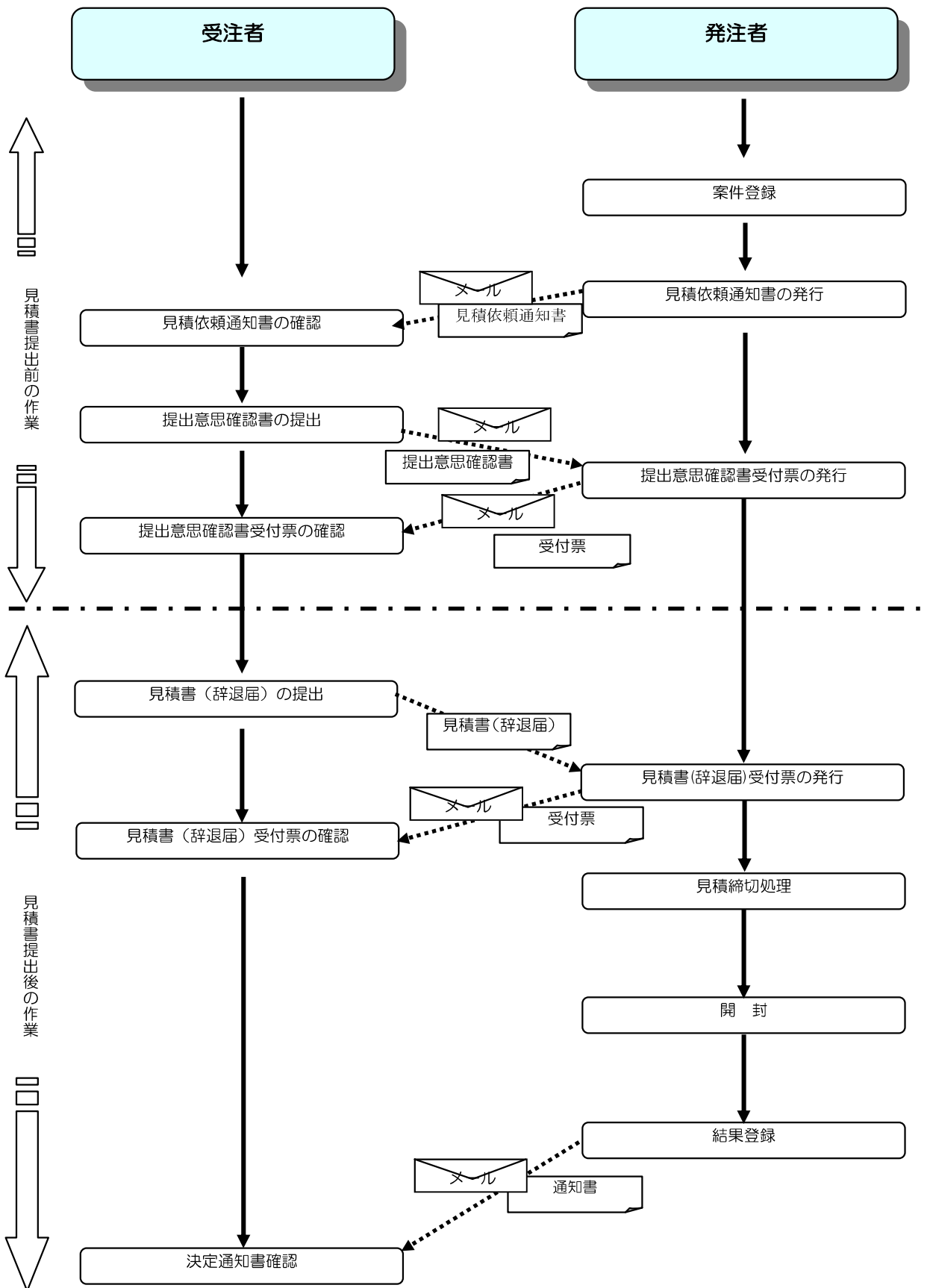
2 公募型指名競争入札／限定公募型指名競争入札



3 通常型指名競争入札

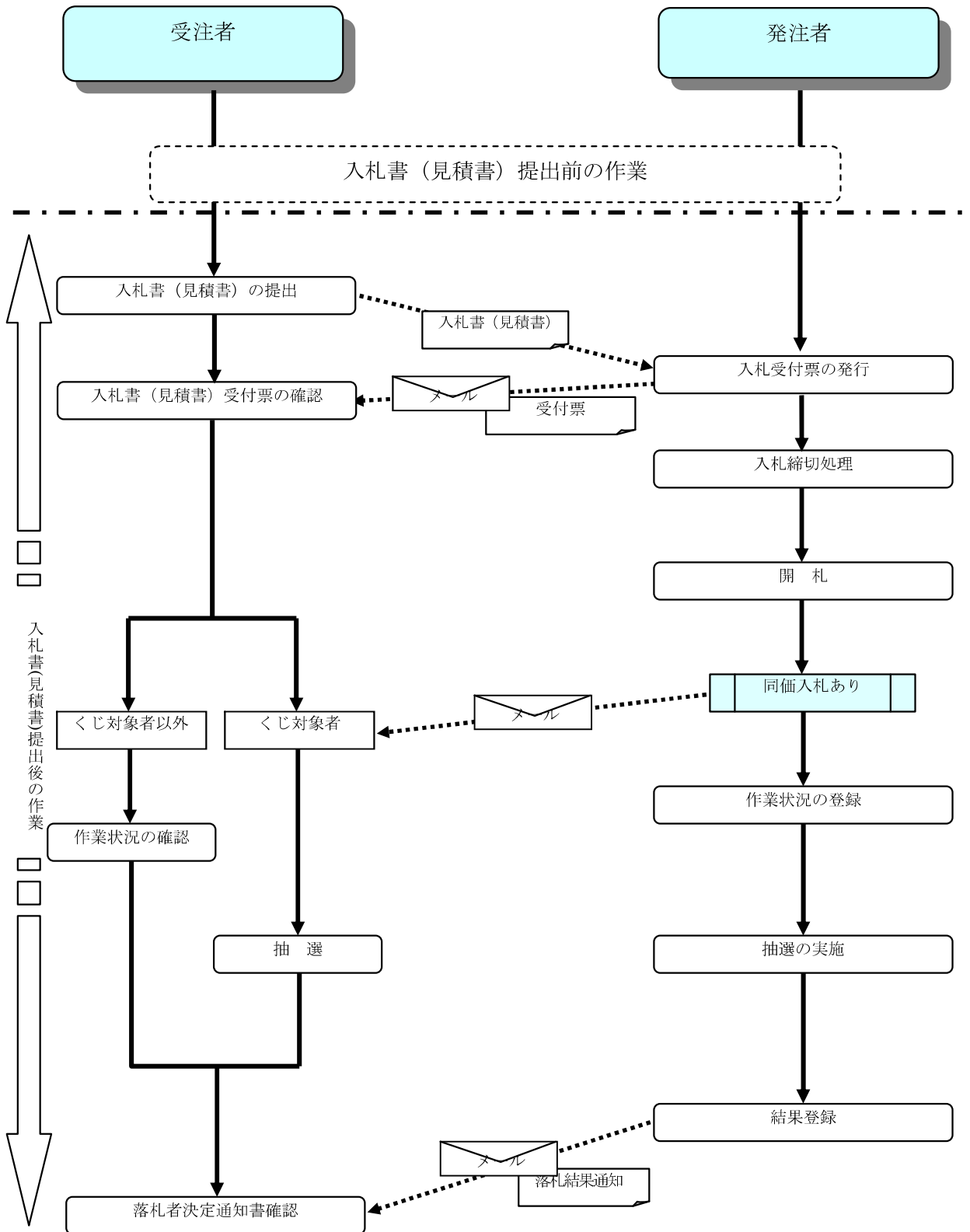


4 随意契約

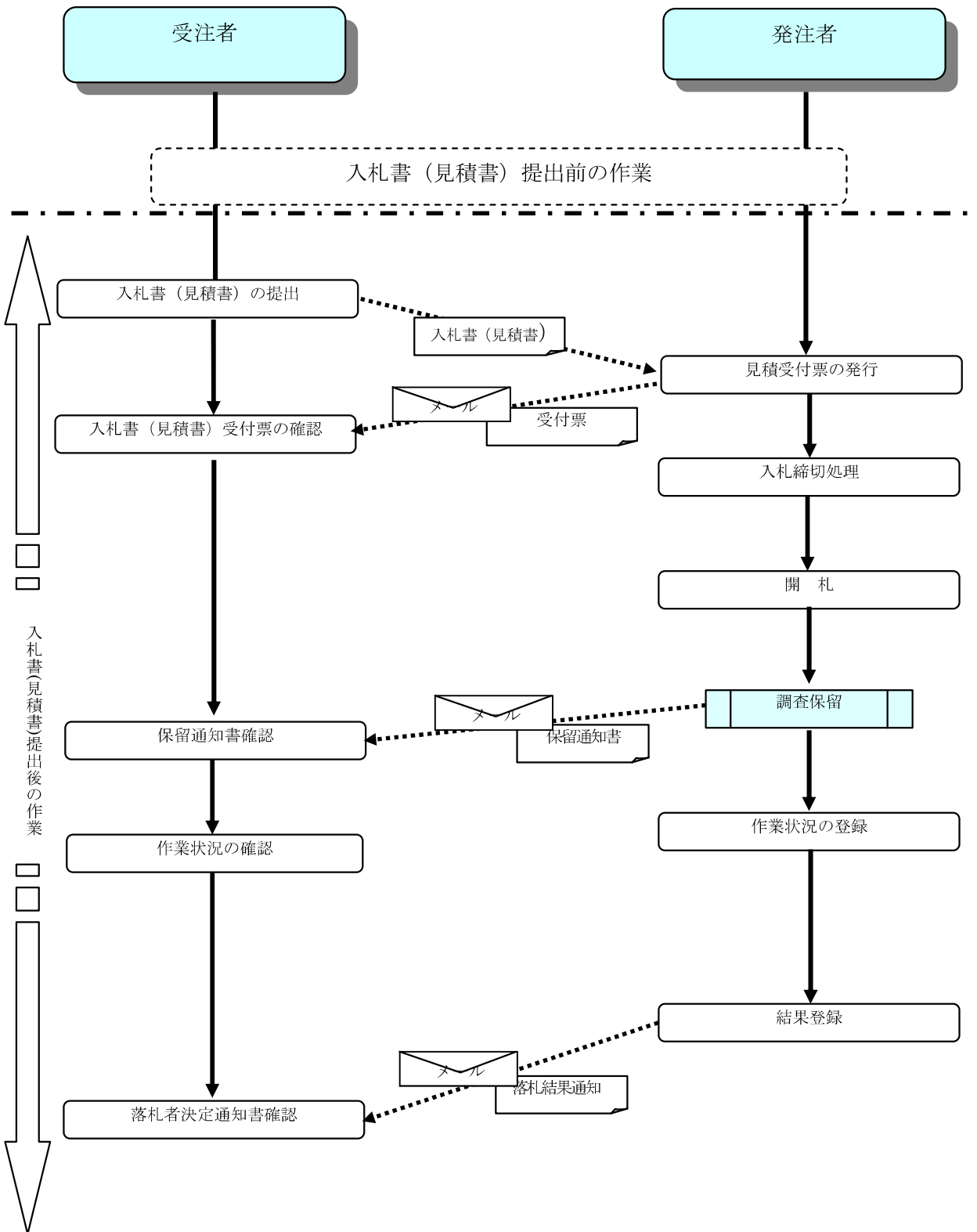


<特殊な場合の流れについて>

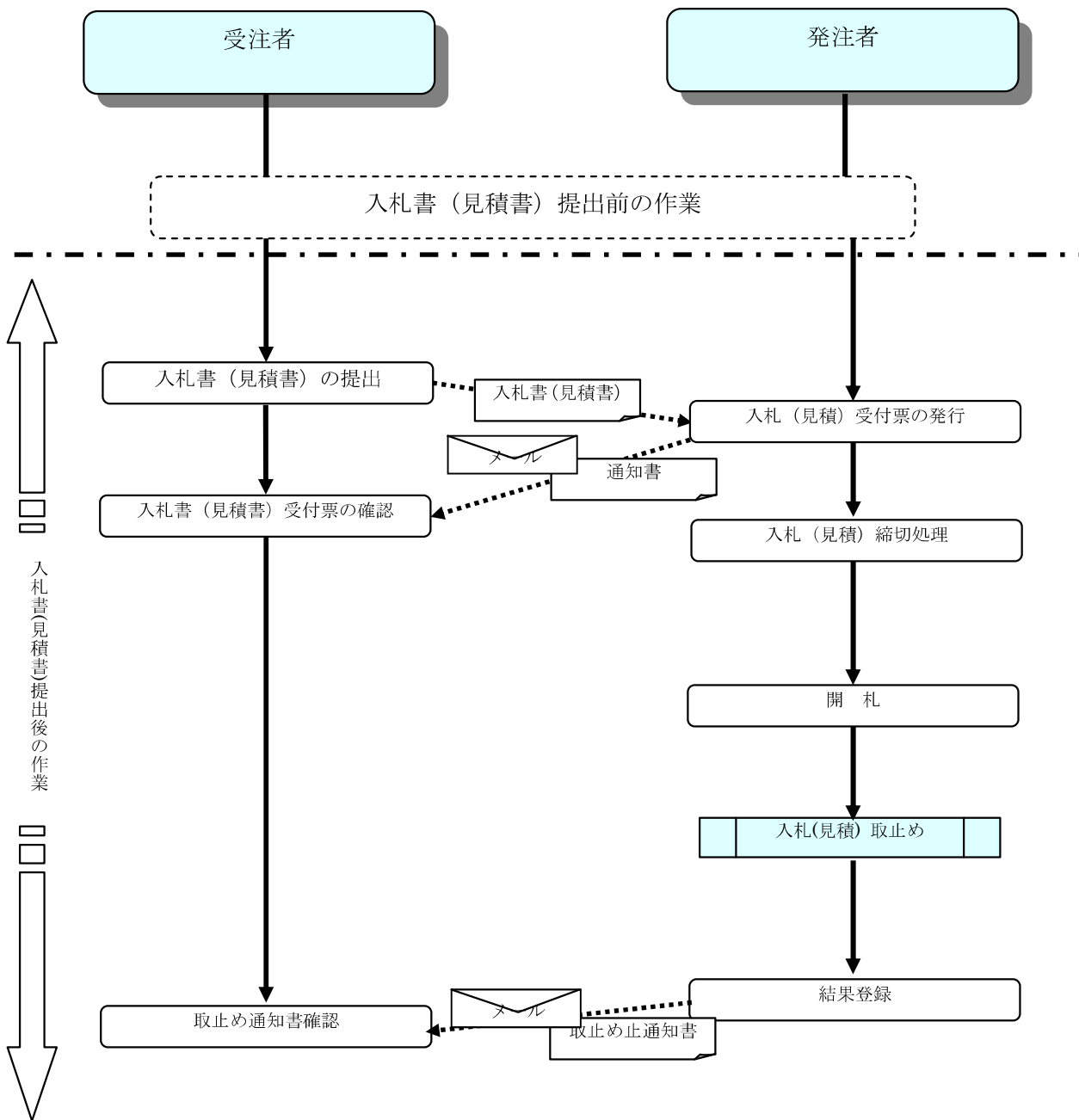
<<同価で入札（くじ）の場合>>



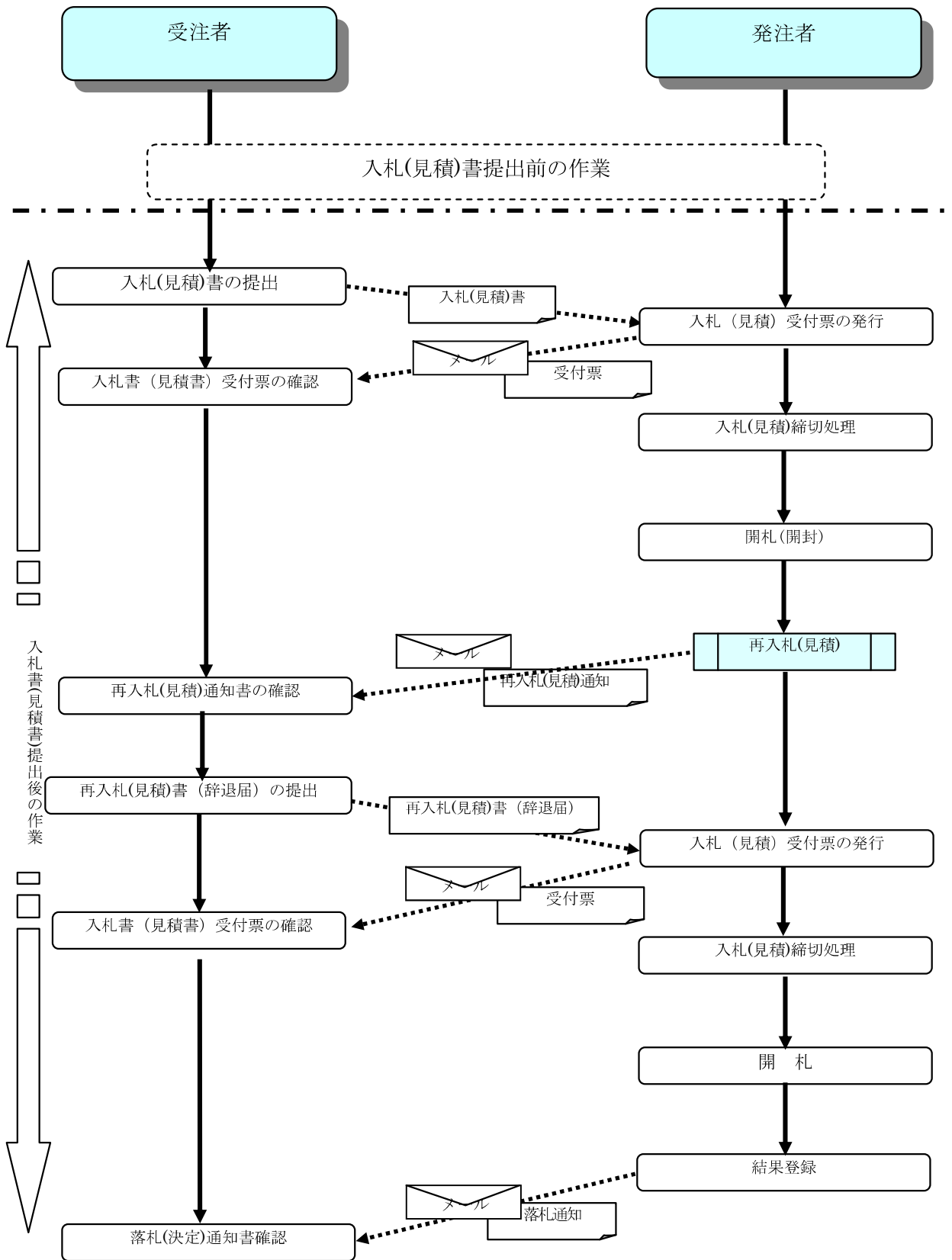
<<低入札価格調査などの調査保留となった場合>>



<<入札（見積）取止めとなった場合>>



<<再入札（見積）となった場合>>



(例)

調 達 公 告

限定公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。
本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「一般的事項等告示」という。）に定める事項を承知の上、応募すること。

平成18年4月19日

鳥取県中部総合事務所長

発注工事	工事名	△△道路改良工事			
	工事場所	倉吉市			
	工事の内容並びに構造及び規模	延長 52メートル、コンクリートブロック積 227平方メートル			
	工期	165日間			
	発注工種	土木一般			
	予定価格	〇〇〇〇〇〇円(消費税及び地方消費税の額を含む。)			
	発注機関	鳥取県中部総合事務所県土整備局			
入札参加者の条件	会社要件	単独・共同企業体の別	単独		
		本店所在地	鳥取県中部総合事務所管内		
		建設業許可	土木工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可		
		入札参加資格(格付)	土木一般 B 級		
		総合点数	-		
		総合評定値(P)	-		
		同種工事実績	-		
	技術者要件	設計業務の受託者	〇〇株式会社	住所	鳥取県倉吉市△△
				電話	××××-××-××××
		配置技術者の専任の要否	専任は要しない。		
		配置技術者の資格	-		
		施工管理実績	-		
		現場代理人としての実績の認否	-		
		特定技術者の資格	-		
その他	-				
応募方法	提出場所	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課	住所	鳥取県倉吉市東蔵城町2番地	
			電話	××××-××-××××	
	応募期間	平成18年4月19日(水)から平成18年4月26日(水)午後4時まで			
	応募書類	一般的事項等告示様式第1号			
	持参書類	-			
	提出部数	1部			
郵送等の可否	不可				
入札方法	発注方式	限定公募型指名競争入札			
	指名業者数	10位まで			
	入札方式	電子入札			
	適用される制度	最低制限価格、保証金			
支払条件	単年度				
工事関係図書の閲覧場所	鳥取県中部総合事務所閲覧室				
問い合わせ先	事務手続	鳥取県中部総合事務所県土整備局			
	技術的事項	鳥取県中部総合事務所県土整備局海			
備考	通常型				

電子入札の場合は、ここに『電子入札』と記載されていますので、注意してください。

インターネットにおける調達公告の検索方法について

①まず、YAHOO等のインターネット検索画面で検索キーワードを「鳥取県庁」と入力し検索ボタンを押す。



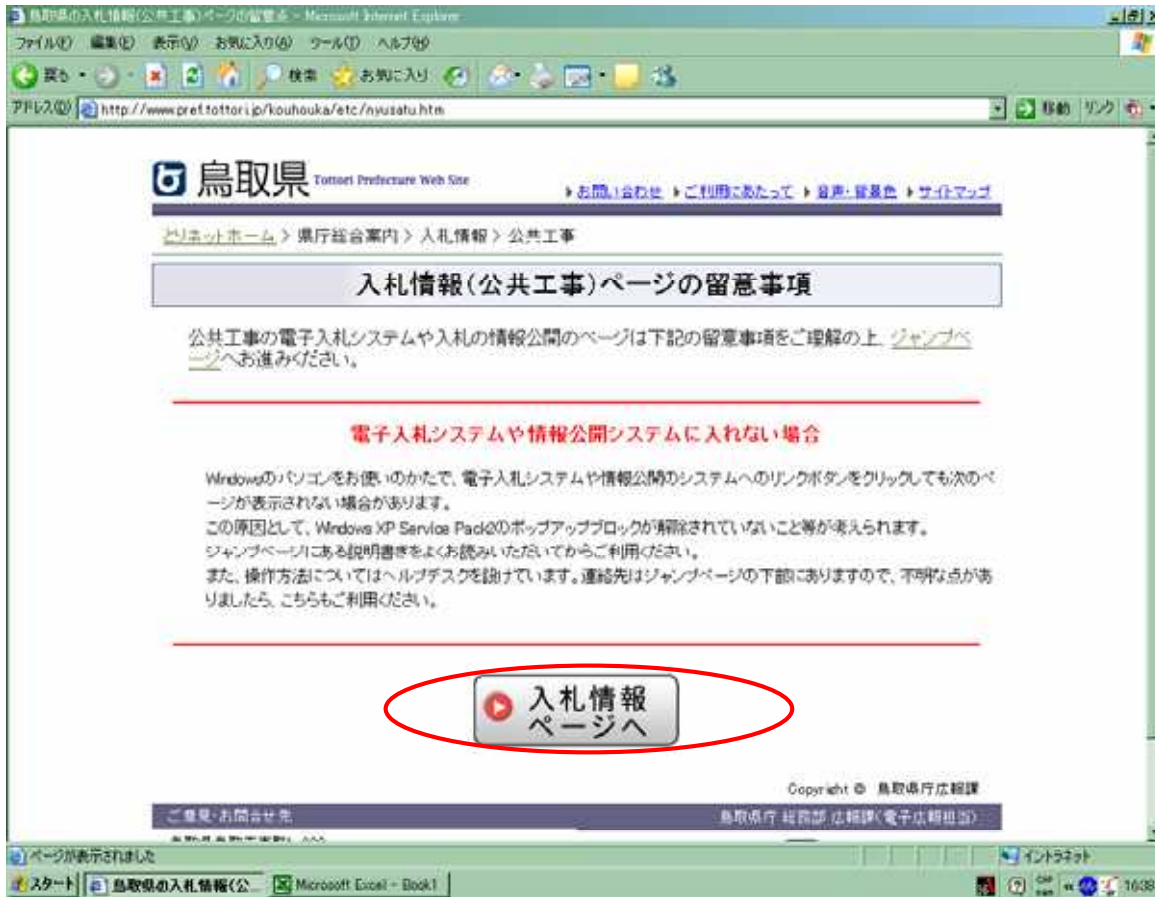
②検索結果が表示された次の画面で、「鳥取県庁ホームページ」の部分をクリックする。



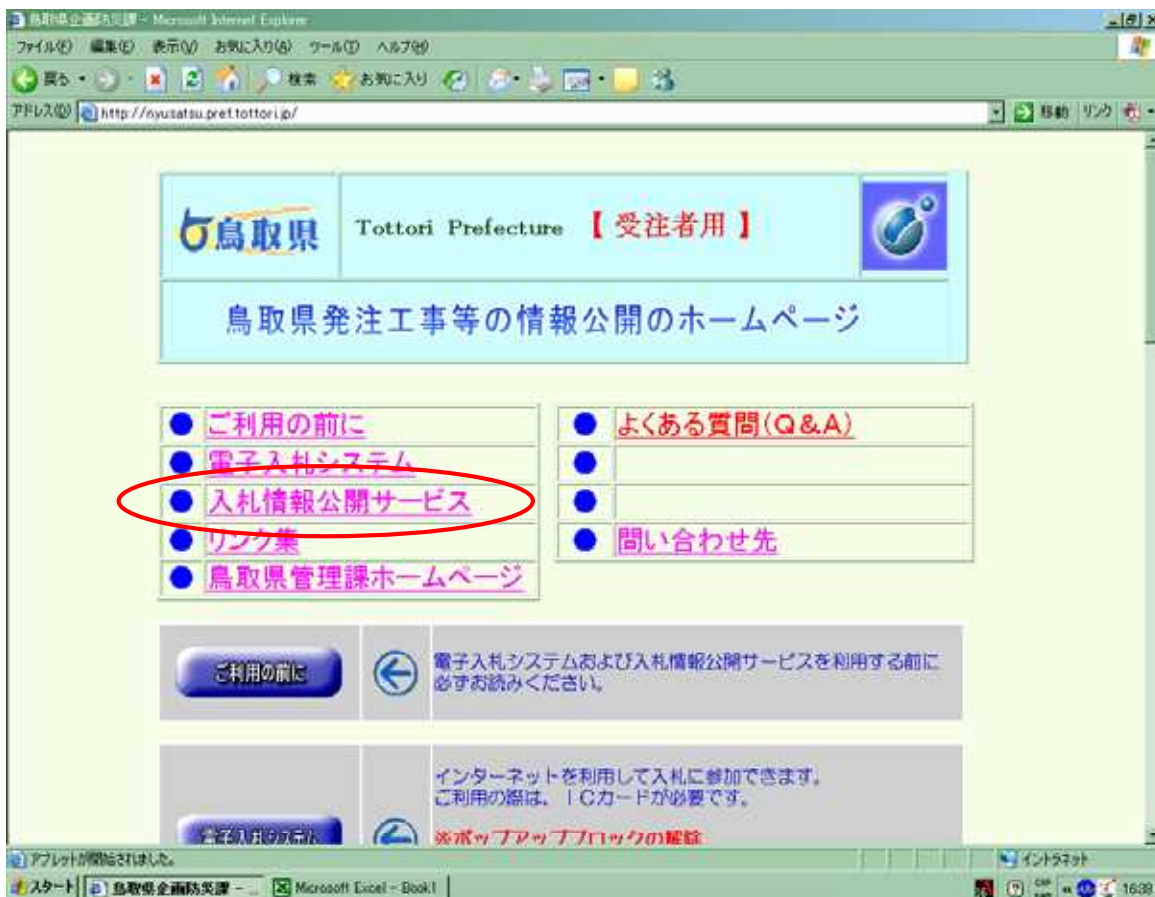
③表示された「鳥取県庁のホームページ」の画面下の方へ移動し、右下の「公共工事」をクリックする。



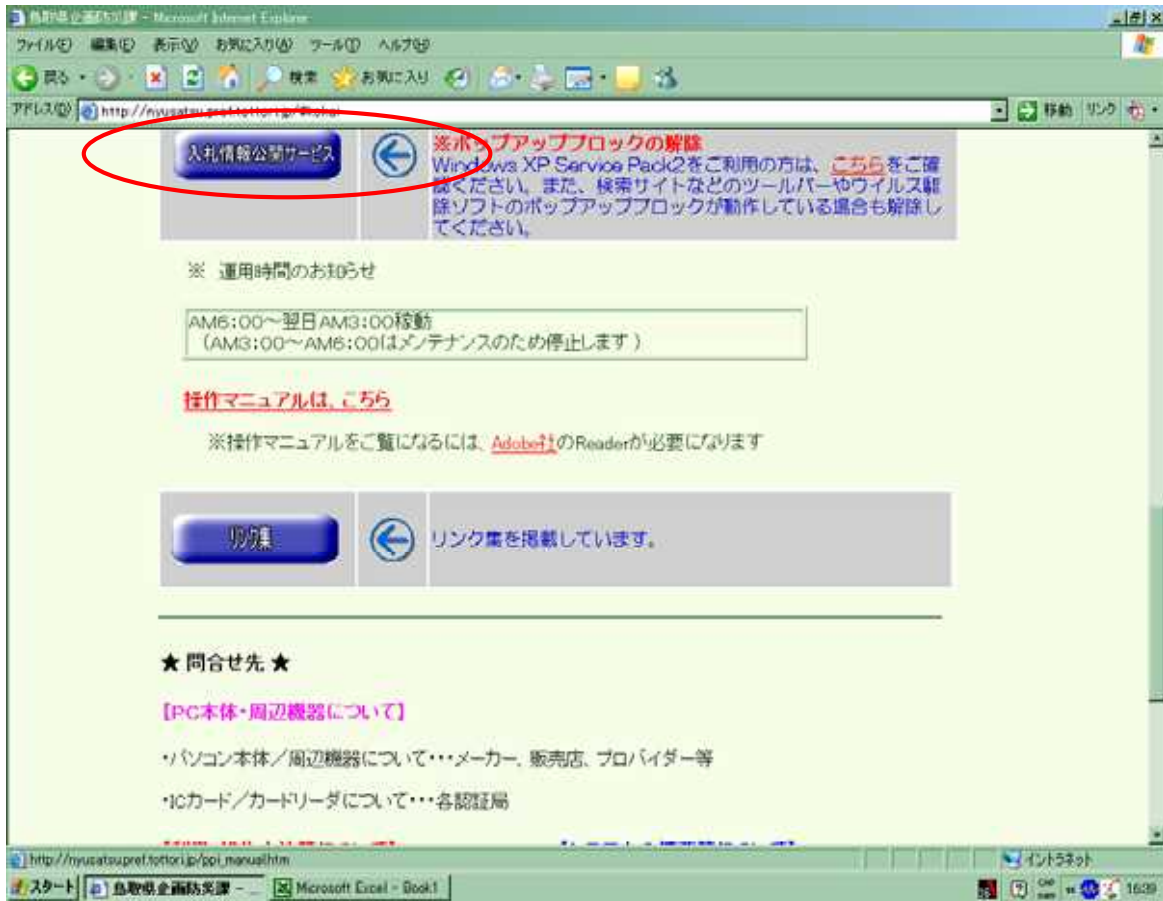
④表示された画面の下の方にある「入札情報ページへ」のボタンを押す。



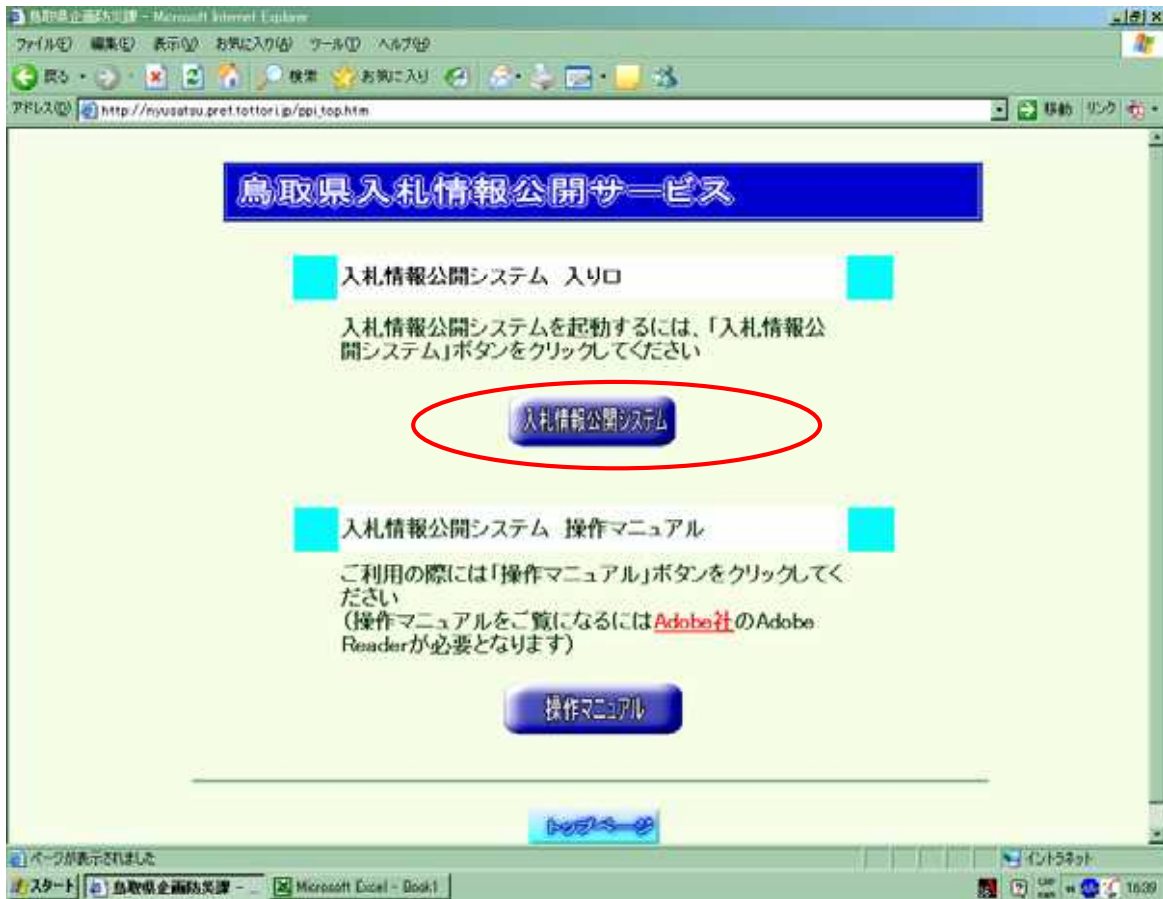
⑤表示された画面の「入札情報公開サービス」の部分をクリックする。



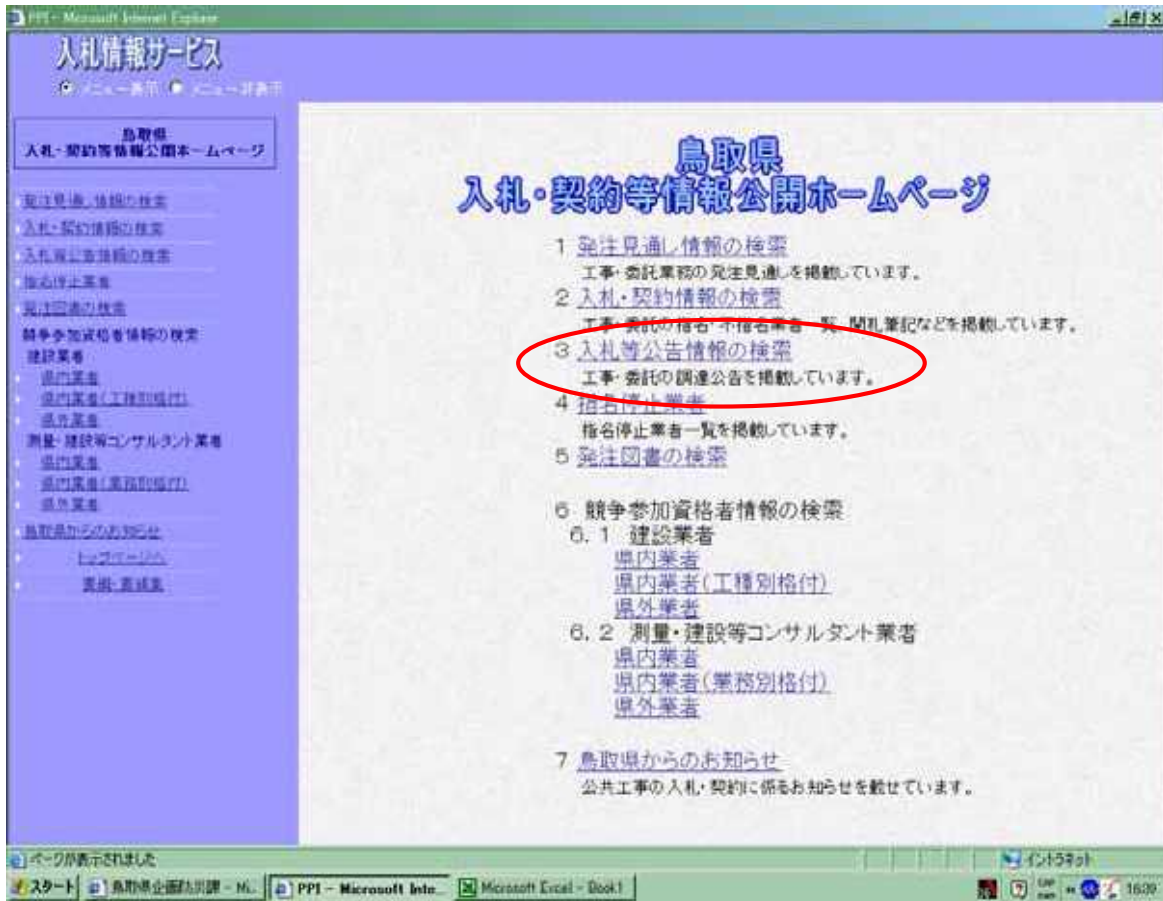
⑥表示された画面の「入札情報公開サービス」のボタンをクリックする。



⑦表示された画面の「入札情報公開システム」のボタンをクリックする。



⑧表示された画面の「3 入札等公告情報の検索」の項目をクリックする。



⑨検索条件を設定(選択)して調達公告の検索を行う。

※調達公告については、共通の定めがありますので画面上部の共通事項をクリックし確認して読んでおいてください。



⑩例えば検索条件として「発注機関」を「中部総合事務所県土整備局」を選び検索ボタンを押す。



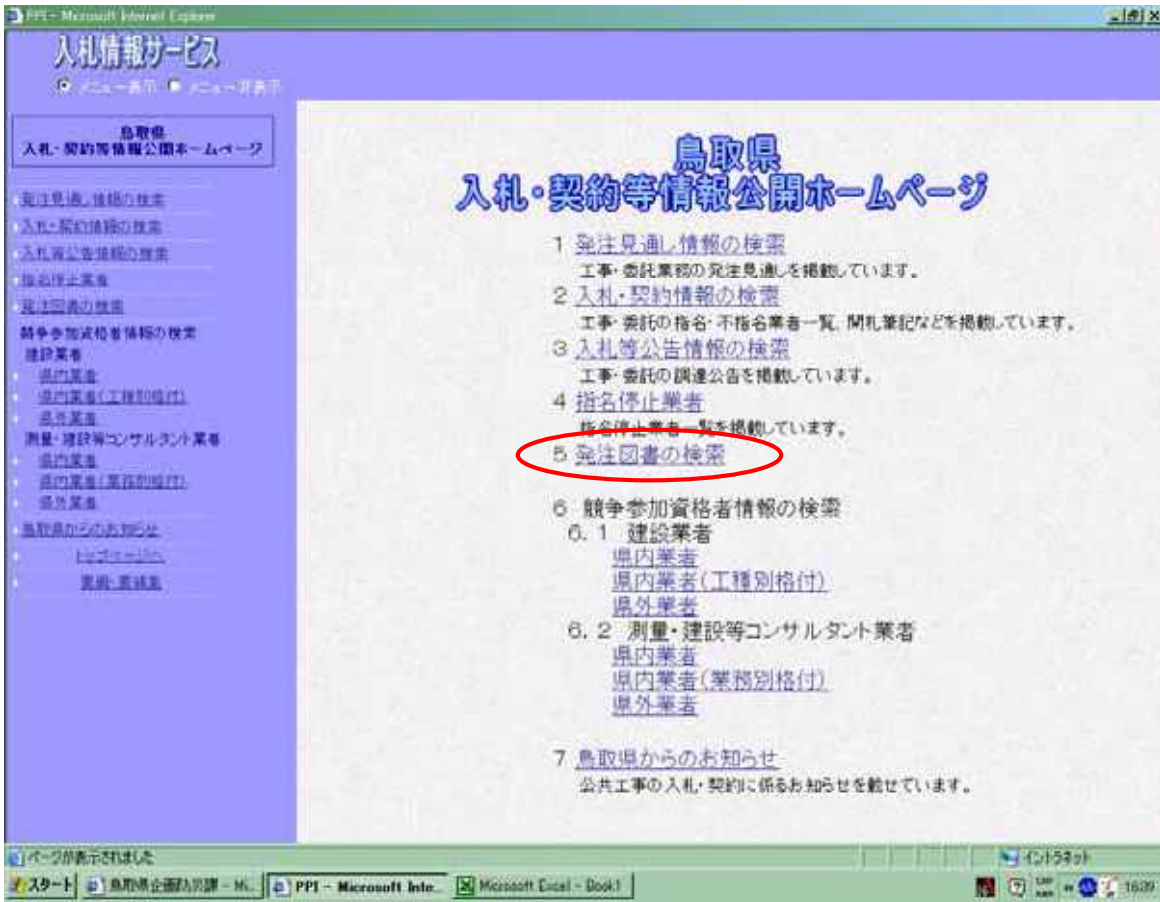
⑪調達公告を見る場合には、工事名の部分をクリックする。
 ちなみに、公募作成要領や様式などは作成要領等の欄の添付ファイルを確認してください。



インターネットにおける発注図書の検索方法について

①から⑦までは、調達公告検索方法と同じ

⑧表示された画面の「5 発注図書の検索」の項目をクリックする。



⑨検索条件を設定(選択)して調達公告の検索を行う。

※複写業者については、各地方機関での指定がありますので画面上部の複写業者をクリックして確認しておいてください。



⑩例えば検索条件として「発注機関」を「中部総合事務所県土整備局」を選び検索ボタンを押す。



⑪閲覧用の設計書を見る(ダウンロードする)場合には、工事名の部分をクリックする。
 ちなみに、現場説明書などは添付ファイルの欄の添付ファイルを確認してください。



【鳥取県電子入札システム 利用者登録】

ICカードを保有する入札参加資格者で、鳥取県の電子入札への参加を希望する方は、下記に従い利用者登録を行ってください。(随時登録可)

記

1. 前提条件

- (1) ICカード・ICカードリーダを保有していること。(ICカードの取得等については、電子入札コアシステム開発コンソーシアムのホームページ (<http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/>) を参照すること。)
- (2) 1つの業者番号、パスワードで複数枚のICカードの利用者登録を行うことができる。
- (3) 鳥取県へ支店の登録を行っている場合は、本店・支店それぞれでICカードを保有することができる。(県外業者に限る。)

2. 業者情報の確認

利用者登録の際、使用する情報は入札参加資格認定通知書に表記してある次のものとする。

- ①業者番号
- ②業者名
- ③電子入札用パスワード

※ 字体の関係で、登録できない場合があるので、その場合は、建設業者：管理課建設業係（電話：0857-26-7347、7454）、測量等業者：企画防災課企画係（電話：0857-26-7499）までご連絡ください。

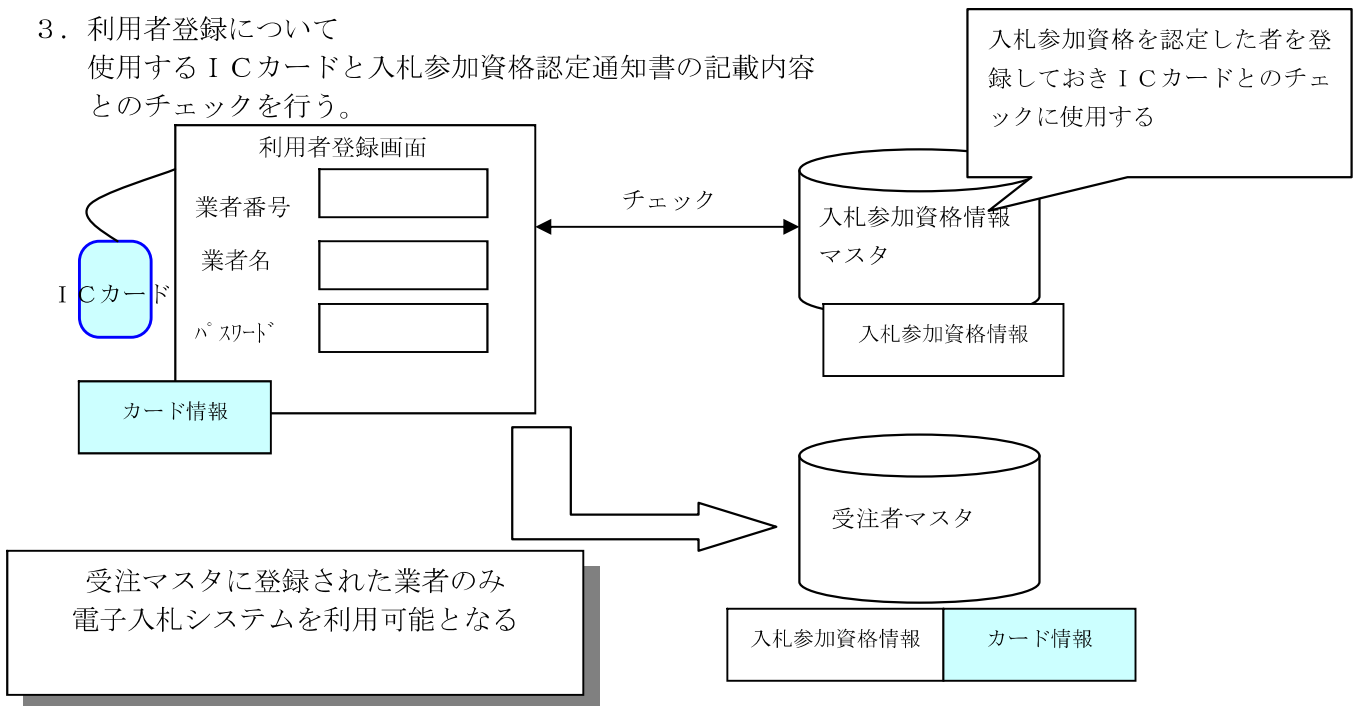
(認定通知書 (例))

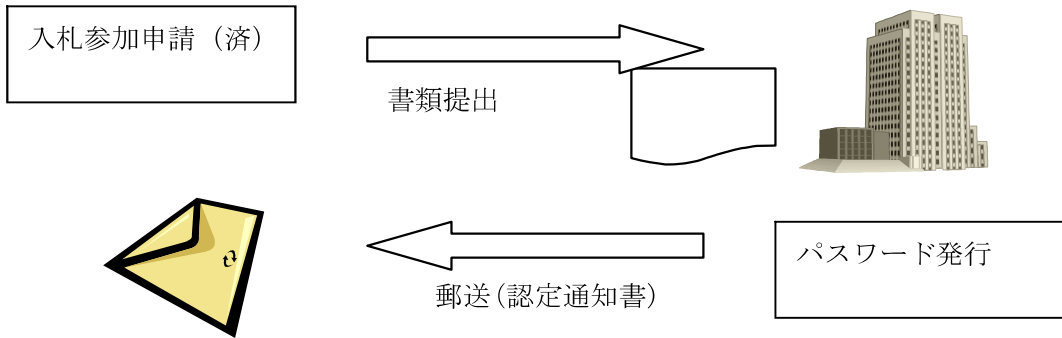
業種別		業種	業種コード	業種名称	業種説明	業種コード	業種名称	業種説明
建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業
測量等	測量等	測量等	測量等	測量等	測量等	測量等	測量等	測量等

※ 業種別は必ず建設業・測量等と記載してください。

3. 利用者登録について

使用するICカードと入札参加資格認定通知書の記載内容とのチェックを行う。





≪利用者登録時の入力項目≫
 ・業者番号
 ・業者名
 ・電子入札用パスワード
 * 入札参加資格認定通知書に記載の内容と一致すること。

※インターネットの県のホームページ (<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>) からアクセス
 又はとりネット (<http://www.pref.tottori.jp>) → 「公共工事」
 → 「電子入札システム」 → 「利用者登録」

入札参加資格申請で提出された情報とICカードの内容をチェックし問題なければ電子入札システムが利用できるようになります